

静岡市報

No.56

静岡市葵区追手町5番1号

発行所 静岡市役所

編集兼発行人 静岡市長

発行日 毎月1日

目次

条 例

静岡市区の設置等に関する条例の一部を改正する条例	2
静岡市農業委員会の選挙区等に関する条例の一部を改正する条例	2
静岡市立学校グラウンド夜間照明施設条例の一部を改正する条例	3
静岡市立保育所条例の一部を改正する条例	4
静岡市児童館条例の一部を改正する条例	4
静岡市保健福祉センター条例の一部を改正する条例	5
静岡市立学校設置条例の一部を改正する条例	6
静岡市公民館条例の一部を改正する条例	6
静岡市図書館条例の一部を改正する条例	7

規 則

静岡市勤労者福祉センター条例施行規則の一部を改正する規則	8
市長の権限の一部の事務の委任及び補助執行に関する規則の一部を改正する規則	9
静岡市温泉法施行細則の一部を改正する規則	10
静岡市養護老人ホーム条例施行規則の一部を改正する規則	12
静岡市養護老人ホーム条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則	12
静岡市風致地区条例施行規則の一部を改正する規則	13
選挙管理委員会告示	
静岡市農業委員会委員選挙の投票区の区画指定の一部改正	13

< 本号に登載された条例のあらまし >

静岡市区の設置等に関する条例の一部を改正する条例について（平成19年静岡市条例第81号）

- 1 静岡市葵区羽鳥地区の住居表示に伴い、葵区の区域を変更することとした。（別表第1関係）
- 2 この条例は、平成19年11月23日から施行することとした。

静岡市農業委員会の選挙区等に関する条例の一部を改正する条例について（平成19年静岡市条例第82号）

- 1 静岡市葵区羽鳥地区の住居表示に伴い、第3選挙区の区域を変更することとした。（本則の表関係）
- 2 この条例は、平成19年11月23日から施行することとした。

静岡市立学校グラウンド夜間照明施設条例の一部を改正する条例について（平成19年静岡市条例第83号）

- 1 静岡市葵区羽鳥地区の住居表示に伴い、静岡市服織小学校の位置を変更することとした。（別表第1関係）
- 2 この条例は、平成19年11月23日から施行することとした。

静岡市立保育所条例の一部を改正する条例について（平成19年静岡市条例第84号）

- 1 静岡市葵区羽鳥地区の住居表示に伴い、静岡市服織第二保育園の位置を変更することとした。（第2条関係）
- 2 この条例は、平成19年11月23日から施行することとした。

静岡市児童館条例の一部を改正する条例について（平成19年静岡市条例第85号）

- 1 静岡市葵区羽鳥地区の住居表示に伴い、静岡市服織児童館の位置を変更することとした。（第2条関係）

2 この条例は、平成19年11月23日から施行することとした。

静岡市保健福祉センター条例の一部を改正する条例について（平成19年静岡市条例第86号）

1 静岡市葵区羽鳥地区の住居表示に伴い、静岡市薬科保健福祉センターの位置を変更することとした。（第1条関係）

2 この条例は、平成19年11月23日から施行することとした。

静岡市立学校設置条例の一部を改正する条例について（平成19年静岡市条例第87号）

1 静岡市葵区羽鳥地区の住居表示に伴い、静岡市立服織小学校の位置を変更することとした。（別表関係）

2 この条例は、平成19年11月23日から施行することとした。

静岡市公民館条例の一部を改正する条例について（平成19年静岡市条例第88号）

1 静岡市葵区羽鳥地区の住居表示に伴い、静岡市薬科公民館の位置を変更することとした。（第2条関係）

2 この条例は、平成19年11月23日から施行することとした。

静岡市図書館条例の一部を改正する条例について（平成19年静岡市条例第89号）

1 静岡市葵区羽鳥地区の住居表示に伴い、静岡市立薬科図書館の位置を変更することとした。（第2条関係）

2 この条例は、平成19年11月23日から施行することとした。

条 例

静岡市区の設置等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成19年10月31日

静岡市長 小 嶋 善 吉

静岡市条例第81号

静岡市区の設置等に関する条例の一部を改正する条例

静岡市区の設置等に関する条例（平成16年静岡市条例第85号）の一部を次のように改正する。

別表第1 葵区の項中「羽鳥四丁目」の次に「、羽鳥五丁目、羽鳥六丁目、羽鳥七丁目」を、「羽鳥大門町」の次に「、羽鳥本町」を加える。

附 則

この条例は、平成19年11月23日から施行する。

静岡市農業委員会の選挙区等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成19年10月31日

静岡市長 小 嶋 善 吉

静岡市条例第82号

静岡市農業委員会の選挙区等に関する条例の一部を改正する条例

静岡市農業委員会の選挙区等に関する条例（平成15年静岡市条例第18号）の一部を次のように改正する。

本則の表第 3 区の項中「羽鳥四丁目」の次に「、羽鳥五丁目、羽鳥六丁目、羽鳥七丁目」を、「羽鳥大門町」の次に「、羽鳥本町」を加える。

附 則

この条例は、平成19年11月23日から施行する。

静岡市立学校グラウンド夜間照明施設条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成19年10月31日

静岡市長 小 嶋 善 吉

静岡市条例第83号

静岡市立学校グラウンド夜間照明施設条例の一部を改正する条例

静岡市立学校グラウンド夜間照明施設条例（平成15年静岡市条例第126号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 中

「

服織小学校グラウンド夜間照明施設	静岡市葵区羽鳥1390番地の 5	を
------------------	------------------	---

」

「

服織小学校グラウンド夜間照明施設	静岡市葵区羽鳥六丁目 9 番 1 号	に
------------------	--------------------	---

」

改める。

附 則

この条例は、平成19年11月23日から施行する。

静岡市立保育所条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成19年10月31日

静岡市長 小 嶋 善 吉

静岡市条例第84号

静岡市立保育所条例の一部を改正する条例

静岡市立保育所条例（平成15年静岡市条例第147号）の一部を次のように改正する。

第 2 条 第 1 項 の 表 中

「

静岡市服織第二保育園	静岡市葵区羽鳥172番地の 1
------------	-----------------

を

」

「

静岡市服織第二保育園	静岡市葵区羽鳥本町25番33号
------------	-----------------

に

」

改める。

附 則

この条例は、平成19年11月23日から施行する。

静岡市児童館条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成19年10月31日

静岡市長 小 嶋 善 吉

静岡市条例第85号

静岡市児童館条例の一部を改正する条例

静岡市児童館条例（平成15年静岡市条例第149号）の一部を次のように改正する。

第 2 条 の 表 中

「

静岡市服織児童館	静岡市葵区羽鳥1469番地
----------	---------------

を

」

「

静岡市服織児童館

静岡市葵区羽鳥六丁目27番14号

に

」

改める。

附 則

この条例は、平成19年11月23日から施行する。

静岡市保健福祉センター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成19年10月31日

静岡市長 小 嶋 善 吉

静岡市条例第86号

静岡市保健福祉センター条例の一部を改正する条例

静岡市保健福祉センター条例(平成15年静岡市条例第165号)の一部を次のように改正する。

第 1 条 の 表 中

「

静岡市藁科保健福祉センター

静岡市葵区羽鳥85番地の7

を

」

「

静岡市藁科保健福祉センター

静岡市葵区羽鳥本町5番10号

に

」

改める。

附 則

この条例は、平成19年11月23日から施行する。

静岡市立学校設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成19年10月31日

静岡市長 小 嶋 善 吉

静岡市条例第87号

静岡市立学校設置条例の一部を改正する条例

静岡市立学校設置条例（平成15年静岡市条例第264号）の一部を次のように改正する。

別表の1 小学校の表中

「

静岡市立服織小学校	静岡市葵区羽鳥1390番地の5	を
-----------	-----------------	---

」

「

静岡市立服織小学校	静岡市葵区羽鳥六丁目9番1号	に
-----------	----------------	---

」

改める。

附 則

この条例は、平成19年11月23日から施行する。

静岡市公民館条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成19年10月31日

静岡市長 小 嶋 善 吉

静岡市条例第88号

静岡市公民館条例の一部を改正する条例

静岡市公民館条例（平成15年静岡市条例第272号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項の表中

「

静岡市藁科公民館	静岡市葵区羽鳥85番地の1	を
----------	---------------	---

」

「

静岡市藁科公民館	静岡市葵区羽鳥本町 5 番 9 号	に
----------	-------------------	---

」

改める。

附 則

この条例は、平成19年11月23日から施行する。

静岡市図書館条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成19年10月31日

静岡市長 小 嶋 善 吉

静岡市条例第89号

静岡市図書館条例の一部を改正する条例

静岡市図書館条例（平成15年静岡市条例第273号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表中

「

静岡市立藁科図書館	静岡市葵区羽鳥85番地の 1	を
-----------	----------------	---

」

「

静岡市立藁科図書館	静岡市葵区羽鳥本町 5 番 9 号	に
-----------	-------------------	---

」

改める。

附 則

この条例は、平成19年11月23日から施行する。

規 則

静岡市規則第87号

静岡市勤労者福祉センター条例施行規則の一部を改正する規則をここに制定する。

平成19年10月18日

静岡市長 小 嶋 善 吉

静岡市勤労者福祉センター条例施行規則の一部を改正する規則

静岡市勤労者福祉センター条例施行規則(平成15年静岡市規則第176号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項本文中「及び静岡市東部勤労者福祉センター」を削り、「静岡市北部勤労者福祉センター」の次に「及び静岡市東部勤労者福祉センター」を加える。

様式第1号その1(注)2ただし書中「申請者」を「、申請者」に、「記名押印」を「、記名押印」に改める。

「(あて先)指定管理者

様式第1号その2中「(あて先)静岡市長」を 名 称 に、「静岡市東部
代表者氏名」

勤労者福祉センター許可申請書」を「勤労者福祉センター利用許可申請書」に改める。

「指定管理者

様式第2号その2中「静岡市長 氏 名 印」を 名 称
代表者 氏 名 印」

に、「静岡市東部勤労者福祉センター利用許可書」を「勤労者福祉センター利用許可書」に改める。

様式第6号を次のように改める。

【様式は掲載省略】

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

静岡市規則第88号

市長の権限の一部の事務の委任及び補助執行に関する規則の一部を改正する規則をここに制定する。

平成19年10月18日

静岡市長 小 嶋 善 吉

市長の権限の一部の事務の委任及び補助執行に関する規則の一部を改正する規則
市長の権限の一部の事務の委任及び補助執行に関する規則(平成15年静岡市規則第13号)
の一部を次のように改正する。

第 8 条第21号テ中「検査」を「提出の命令」に改め、同号マ中「第 5 条の 6 第 1 項」を「第 5 条の11第 1 項」に改め、同号ミ中「第 5 条の 6 第 2 項」を「第 5 条の11第 2 項」に改め、同号ム中「第 5 条の 7 又は第 5 条の 8 」を「第 5 条の12又は第 5 条の13」に改め、同号メ中「第 5 条の 9 」を「第 5 条の14」に改める。

第 8 条第27号中モをヤとし、メをモとし、ムをメとし、ミをムとし、マをミとし、ホをマとし、同号ヘ中「第72条の 3 第 2 項」を「第72条の 4 第 2 項」に改め、同号ヘを同号ホとし、同号フ中「第72条の 3 第 1 項」を「第72条の 4 第 1 項」に改め、同号中フをへとし、ヒをフとし、ハをヒとし、ノをハとし、ネをノとし、又をネとし、二の次に次のように加える。

又 法第69条第 3 項の規定による報告の徴収、立入検査、質問及び収去に関すること。

第 8 条第30号ア中「第13条第 1 項」を「第15条第 1 項」に改め、同号キ中「第31条第 1 項」を「第35条第 1 項」に改め、同号キを同号ケとし、同号カ中「第30条第 1 項」を「第 34条第 1 項」に改め、同号カを同号クとし、同号才中「第27条第 2 項」を「第31条第 2 項」に改め、同号才を同号キとし、同号工中「第27条第 1 項」を「第31条第 1 項」に改め、同号工を同号カとし、同号ウ中「第14条第 4 項及び第27条第 2 項」を「第18条第 5 項及び第 31条第 2 項」に改め、同号ウを同号才とし、同号イ中「第14条第 3 項」を「第18条第 4 項」に改め、同号中イをエとし、アの次に次のように加える。

イ 法第15条第 4 項の規定において準用する同法第 4 条第 3 項の規定による温泉の利用の許可に必要な条件の付加及び変更に関すること。

ウ 法第16条第 1 項及び第17条第 1 項の規定による地位の承継の承認に関すること。

第 8 条第 30 号に次のように加える。

コ 法第 36 条第 2 項の規定による都道府県知事への通知に関すること。

第 8 条第 33 号ク中「第 29 条第 1 項」を「第 33 条第 1 項」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第 8 条第 30 号及び第 33 号の改正規定は、平成 19 年 10 月 20 日から施行する。

静岡市規則第 89 号

静岡市温泉法施行細則の一部を改正する規則をここに制定する。

平成 19 年 10 月 18 日

静岡市長 小 嶋 善 吉

静岡市温泉法施行細則の一部を改正する規則

静岡市温泉法施行細則（平成 15 年静岡市規則第 145 号）の一部を次のように改める。

第 2 条の見出し中「温泉利用」を「温泉の利用」に改め、同条中「第 13 条第 1 項」を「第 15 条第 1 項」に、「温泉利用」を「温泉の利用」に改める。

第 14 条第 7 号中「第 4 条第 2 項」を「第 5 条第 2 項」に、「様式第 7 号」を「様式第 10 号」に改め、同号を同条第 10 号とし、同条第 6 号中「第 4 条第 2 項」を「第 5 条第 2 項」に、「様式第 6 号」を「様式第 9 号」に改め、同号を同条第 9 号とし、同条第 5 号中「前条第 2 号」を「第 4 条第 2 号」に、「様式第 5 号」を「様式第 8 号」に改め、同号を同条第 8 号とし、同条第 4 号中「前条第 1 号」を「第 4 条第 1 号」に、「様式第 4 号」を「様式第 7 号」に改め、同号を同条第 7 号とし、同条第 3 号中「様式第 3 号」を「様式第 5 号」に改め、同号を同条第 5 号とし、同号の次に次の 1 号を加える。

（ 6 ）第 3 条に規定する承継承認書 様式第 6 号

第 14 条第 2 号中「第 7 条」を「第 11 条」に、「様式第 2 号」を「様式第 3 号」に改め、同号を同条第 3 号とし、同号の次に次の 1 号を加える。

（ 4 ）省令第 11 条の規定による温泉の成分等の掲示内容の変更の届出書 様式第 4 号

第 14 条第 1 号中「第 5 条第 1 項」を「第 7 条第 1 項」に改め、「温泉利用」を「温泉の利用」に改め、同号の次に次の 1 号を加える。

（ 2 ）省令第 8 条又は省令第 9 条の規定による承継の承認の申請書 様式第 2 号

第 14 条を第 15 条とする。

第13条中「第27条第1項」を「第31条第1項」に改め、同条を第14条とし、第9条から第12条までを1条ずつ繰り下げる。

第8条中「第27条第1項」を「第31条第1項」に改め、同条を第9条とし、第5条から第7条までを1条ずつ繰り下げる。

第4条第1項中「第29条」を「第33条」に、「第27条第1項」を「第31条第1項」に改め、同条を第5条とする。

第3条の見出し中「温泉利用」を「温泉の利用」に改め、同条中「第13条第1項」を「第15条第1項」に、「温泉利用」を「温泉の利用」に、「静岡市保健所長（以下「保健所長」という。）」を「保健所長」に改め、同条を第4条とする。

第2条の次に次の1条を加える。

（合併等による地位の承継承認書の交付）

第3条 保健所長は、法第16条第1項又は法第17条第1項に規定する温泉の利用の許可を受けた者の地位の承継の承認をしたときは、承継承認書を交付する。

様式第1号中「第14条関係」を「第15条関係」に、「第13条第1項」を「第15条第1項」に改め、「飲用に供しようとする」の次に「施設の」を加え、同様式（注）1（1）中「第13条第2項各号」を「第15条第2項各号」に改め、同様式（注）1に次のように加える。

（6）飲用の許可の申請の場合は、温泉に含まれる一般細菌及び大腸菌群の数並びに有機物の量に関する検査の結果を記載した書類

様式第7号中「第14条関係」を「第15条関係」に、「第29条第1項」を「第33条第1項」に改め、同様式を様式第10号とする。

様式第6号中「第14条関係」を「第15条関係」に、「第29条第1項」を「第33条第1項」に改め、同様式を様式第9号とする。

様式第5号中「第14条関係」を「第15条関係」に、「第3条第2号」を「第4条第2号」に改め、同様式を様式第8号とする。

様式第4号中「第14条関係」を「第15条関係」に、「第3条第1号」を「第4条第1号」に改め、同様式を様式第7号とする。

様式第3号中「第14条関係」を「第15条関係」に、「第13条第1項」を「第15条第1項」に改め、「場所」を「施設の概要」に改め、同様式を様式第5号とする。

様式第5号の次に次の1様式を加える。

【様式は掲載省略】

様式第2号中「第14条関係」を「第15条関係」に、「温泉法施行規則第7条」を「温泉法

第18条第4項」に改め、「供する」の次に「施設の」を加え、同様式を様式第3号とする。

様式第3号の次に次の1様式を加える。

【様式は掲載省略】

様式第1号の次に次の1様式を加える。

【様式は掲載省略】

附 則

この規則は、平成19年10月20日から施行する。

静岡市規則第90号

静岡市養護老人ホーム条例施行規則の一部を改正する規則をここに制定する。

平成19年11月5日

静岡市長 小 嶋 善 吉

静岡市養護老人ホーム条例施行規則の一部を改正する規則

静岡市養護老人ホーム条例施行規則(平成17年静岡市規則第155号)の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「静岡市静岡老人ホーム」を「静岡市養護老人ホーム」に改める。

様式第1号中「静岡市静岡老人ホームの」を「静岡市養護老人ホーム の」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

静岡市規則第91号

静岡市養護老人ホーム条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則をここに制定する。

平成19年11月5日

静岡市長 小 嶋 善 吉

静岡市養護老人ホーム条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

静岡市養護老人ホーム条例の一部を改正する条例(平成19年静岡市条例第65号)の施行期日は、平成19年11月6日とする。

静岡市規則92号

静岡市風致地区条例施行規則の一部を改正する規則をここに制定する。

平成19年11月12日

静岡市長 小 嶋 善 吉

静岡市風致地区条例施行規則の一部を改正する規則

静岡市風致地区条例施行規則（平成17年静岡市規則第66号）の一部を次のように改正する。

第 4 条中第 5 号を削り、第 6 号を第 5 号とし、第 7 号から第10号までを 1 号ずつ繰り上げる。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

選挙管理委員会告示

静岡市選挙管理委員会告示第49号

静岡市農業委員会委員選挙の投票区の区画指定について（平成15年静岡市選挙管理委員会告示第15号）の一部を次のように改正する。

平成19年11月 7 日

静岡市選挙管理委員会委員長 藤 田 勝 也

区画明細書の表第 3 区の部第 7 投票区の項投票区の区画の欄中「羽鳥四丁目」の次に「、羽鳥五丁目、羽鳥六丁目、羽鳥七丁目」を、「羽鳥大門町」の次に「、羽鳥本町」を加える。

附 則

この告示は、平成19年11月23 日から施行する。